

## 掲載内容

### 第1章 相続人に関するトラブル

- [1] 判断能力が不十分な相続人間の遺産分割協議
- [2] 遺産分割後の死後認知が相続人に及ぼす影響
- [3] 相続分のないことの証明書と相続放棄
- [4] 超過特別受益者でない者が作成した相続分のないことの証明書の効力

### 第2章 相続の効力に関するトラブル

- [5] 遺産分割協議に反する遺産持分処分への対処方法
- [6] 遺産分割協議に反する相続人の債権者による差押えへの対処方法
- [7] 法定相続分を超える預金債権の払戻し
- [8] 遺産分割後に遺言が発見された場合の優劣
- [9] 国外資産の相続手続

### 第3章 遺産の範囲に関するトラブル

- [10] 遺産分割前の預貯金の払戻し
- [11] 被相続人名義預金の遺産帰属性に関する争い
- [12] 遺産分割前後の共有不動産の使用利益・法定果実の取扱い
- [13] 死亡退職金の受給権者の範囲と優劣
- [14] 被保険者に先立ち生命保険金受取人が死亡した場合の取扱いと保険金請求権の特別受益該当性

### 第4章 遺産等の評価・相続債務に関するトラブル

- [15] 収益物件の評価の基準時と方法
- [16] 同族株式の評価方法と遺産共有株式の権利行使方法

- [17] 無価値不動産の相続における対処方法
- [18] 特別受益の評価基準時と持戻しの期間制限
- [19] 協議により可分債務を法定相続分と異なる割合で承継する場合の対処
- [20] 他の相続人の了解なく相続財産から支弁した葬儀費用の取扱い

### 第5章 各相続人の取得額に関するトラブル

- [21] 遺産分割協議に対する詐害行為取消の可否
- [22] 一次相続における二次相続を前提とした合意の効力
- [23] 被相続人の生活費を負担した相続人の回収方法
- [24] 期間経過後の遺産分割における主張制限
- [25] 特別受益が認められる場合の他の相続人の対処方法
- [26] 新たに判明した遺産の取得・処理

### 第6章 分割方法に関するトラブル

- [27] 共有分割を選択した場合の共有物の使用方法とその解消方法
- [28] 代償金支払合意の履行確保
- [29] 相続不動産の売却における遺産分割方法の選択
- [30] 共有された相続財産の分割方法
- [31] 持分あり医療法人の承継と遺産分割

### 第7章 遺言に関するトラブル

- [32] 自筆証書遺言の要式緩和と遺産の一部分割を残余の遺産分割で考慮することの可否
- [33] 特定財産承継遺言により配偶者が居住用不動産を相続した場合の持戻し免除
- [34] 特定財産承継遺言の名宛人である相続人が先に死亡した場合の遺言の効力

- [35] 特定財産承継遺言による財産取得と対抗要件の要否
- [36] 死亡保険金の受取人が遺言で変更された場合の対応

### 第8章 遺留分に関するトラブル

- [37] 相続人の一人が相続放棄した場合に他の相続人の遺留分に与える影響
- [38] 生前贈与または遺贈を受けた相続放棄者に対する遺留分侵害額請求の可否
- [39] 遺言で可分債務を含む全財産を一人に相続させた場合の遺留分侵害額の計算方法
- [40] 遺留分侵害額請求に対して相続不動産を代物弁済した場合における納税の帰趨

### 第9章 配偶者居住権・特別寄与料に関するトラブル

- [41] 相続開始後の配偶者および同居親族の居住権
- [42] 遺産分割により配偶者居住権を取得する場合の留意点
- [43] 配偶者居住権付住居の売却方法
- [44] 特別寄与料の算定方法
- [45] 特別寄与料請求権が行使された場合の対応

### 第10章 所在不明・不存在の相続人に関するトラブル

- [46] 共同相続人に不在者がいる場合の協議方法と相続分譲渡への対処方法
- [47] 共同相続人の一部が所在不明の場合の対処方法
- [48] 所在不明の国籍喪失者との間の遺産分割
- [49] 相続人不存在の場合の相続財産からの葬儀費用の支出
- [50] 相続人不存在の場合の外国人所有不動産からの債権回収

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

# 相続トラブルにみる 遺産分割後にもめないポイント —予防・回避・対応の実務—

「もめる要因」を  
洗い出して解消!



共編

相川 泰男 (弁護士)・大畑 敦子 (弁護士)・横山 宗祐 (弁護士)  
角田 智美 (弁護士)・山崎 岳人 (弁護士)

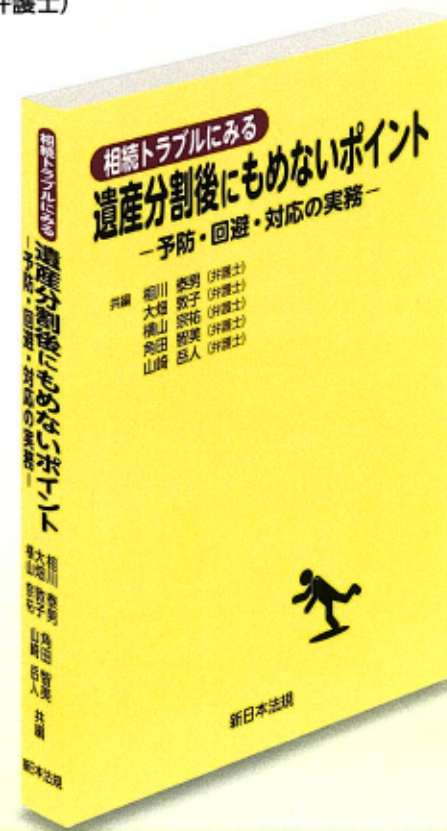
- ◆ 遺産分割時やその前後に想定される具体的なトラブル事例を分類・整理しています。
- ◆ ①発生の予防、②更なる悪化の回避、③適切な対応という視点で道筋を示しています。
- ◆ 「チェックポイント」により、調査・確認、検討すべき事項がひと目でわかります。

A5判・総頁368頁  
定価4,620円 (本体4,200円) 送料460円  
ISBN978-4-7882-9239-0

0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)



詳細はコチラ!



電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉  
定価 4,180円 (本体 3,800円)

〔8〕 遺産分割後に遺言が発見された場合の優劣

先日父が亡くなり、母、私、妹の3名が相続人となりました。遺産については、約1,000万円の価値がある不動産と1,000万円の預金があったのですが、遺産分割により、母が不動産を取得して登記を完了させ、私と妹が500万円ずつ預金の払戻しを受けました。ところが、最近になって、母から、父が私に対して大半の遺産を相続させるとした遺言が見つかったと告げられました。

紛争の予防・回避と解決の道筋

- ◆遺産分割後に遺言の存在が判明した場合、当該遺言の内容が特定遺贈または特定財産承継遺言の場合には、当該遺産分割は、当該遺言と抵触する範囲で無効となり、当該遺言の内容が割合的包括遺贈または相続分の指定の場合には、当該遺産分割は錯誤取消しの可能性がある
- ◆遺産分割が無効または取消しとなり、相続人間で改めて遺言に従った相続財産の承継を行う場合には、税務上贈与とみなされないよう注意が必要となる
- ◆遺言が存在する場合でも、一定の条件の下で、遺言と異なる内容で遺産分割を成立させることもできる
- ◆公正証書遺言および遺言書保管所に保管された自筆証書遺言は、相続発生後に検索することができる

チェックポイント

- ① 発見された遺言の内容・性質を確認し、遺産分割の無効・取消しの可否を検討する
- ② 遺産分割が無効または取消しとなる場合、遺産分割に基づいて移転した相続財産の承継方法を検討する

解説

- ① 発見された遺言の内容・性質を確認し、遺産分割の無効・取消しの可否を検討する  
遺言の存在を知らずに遺産分割を行った場合、当該遺産分割の効力は、当該遺言の性質によって異なります。  
遺言の内容が相続人に対する特定遺贈または特定財産承継遺言（特定の財産を特定の相続人に相続させる旨の遺言(民1014②)）の場合、特段の事情がない限り、何らの行為も必要とせずに、被相続人の死亡時

- ③ 遺言と異なる遺産分割を成立させることができるかについて検討する
- ④ 公証役場や法務局に対して、公正証書遺言や（保管制度を利用している場合の）自筆証書遺言の有無を照会する

〔31〕 持分あり医療法人の承継と遺産分割

私は、いわゆる持分あり医療法人の理事長兼院長です。社員は、妻と医師の長男、他家に嫁いでいる長女、私の4名です。医療法人の純資産は5億円程度ですが、そのほとんどが診療所の土地建物です。私が死亡した後は、長男が医療法人の理事長に就任する予定です。

紛争の予防・回避と解決の道筋

- ◆いわゆる持分あり医療法人の場合、死亡による退社の際、その相続人から持分の払戻しを請求される可能性があり、死亡による退社の際の払戻請求権は、相続財産として課税の対象となる。
- ◆持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を選択した場合、医療法人や社員への税負担を軽減できる。

チェックポイント

- ① 定款等を確認し、退社の際の払戻しの有無を確認する
- ② 払戻請求権と課税負担への対処方法をそれぞれ検討する

参考書式

○出資持分の放棄申出書（医療則附則様式第7）

附則様式第7（附則第60条第4項関係）

出資持分の放棄申出書

年 月 日

法人所在地：  
法人名：  
代表者の氏名： 殿

住所  
氏名

私は、下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。

記

- 1 出資先：(法人名)
- 2 出資者名：
- 3 出資時期： 年 月 日
- 4 出資額：金 円
- 5 放棄の内容：
- 6 放棄日：

〔43〕 配偶者居住権付住居の売却方法

3年前に父から私が相続した土地建物（自宅）を売りたいと思っています。ただ、自宅には母が私と一緒に住んでいて、配偶者居住権が設定されています。できれば売却後も賃貸で同じところに住み続けたいと思っています。

紛争の予防・回避と解決の道筋

- ◆配偶者居住権は一身専属的な権利であるため売却することはできず、配偶者居住権付建物を売却する場合には売却価額が低廉になるおそれがある
- ◆配偶者居住権を放棄または合意解除により消滅させた上で、所有者が消滅の対価を配偶者に支払うことにより、配偶者居住権を売却するのと同様の経済的効果を得られる可能性がある
- ◆自宅に居住継続する方法として配偶者居住権の設定以外にリースバックやリバース・モーゲージなども検討に値する

チェックポイント

- ① 配偶者居住権が設定された建物の売却方法を検討する
- ② 配偶者居住権を消滅させる場合の手段、対価を検討する
- ③ 遺産分割の時点で配偶者居住権以外の建物使用方法を検討する

〔48〕 所在不明の国籍喪失者との間の遺産分割

夫（日本人）が死亡し、相続人は妻である私（日本人）と夫の姪であることが判明しました。夫の姪と連絡を取ろうとしたところ、姪は10年前に帰化してアメリカ国籍を取得していることが分かりました。姪とは疎遠であり連絡先は分かりません。

紛争の予防・回避と解決の道筋

- ◆外国籍を取得したために日本国籍を喪失した者（帰化者）には、帰化後は戸籍が存在せず、日本において住民登録していない限り、住民票も存在しないため、連絡先（現住所等）の把握は容易ではない。この場合、国籍喪失届や出入国記録の調査などにより、現地の住所を把握できる場合がある
- ◆日本国籍を喪失した相続人の所在が不明な場合は、相続人全員で遺産分割手続を進めることができないので、遺産分割を行うためには、不在者財産管理人を選任の上、遺産分割手続を進める必要があり、所在不明であることを疎明する十分な資料を用意する必要がある
- ◆不在者財産管理人が遺産分割協議をするためには、家庭裁判所の許